



# 岸田清実

議  
会  
報  
告

2020  
4.1

岸田清実県政事務所  
仙台市太白区長町1-6-11  
TEL 248-8888 FAX 248-8633

## 2月定例県議会報告

県民提案条例案の即決を本会議の前に傍聴者に経過報告

2月定例県議会は2月12日召集され、3月17日までの35日間開かれました。今議会はいくつもの重要課題が提起され、活発な議論が展開されるとともに村井知事の県政運営手法が問われる議会になりました。

新型コロナウィルス対策があり同一会期中に2019年度予算に関する異例な3回の補正予算と2020年度当初予算が提案されました。当初予算は昨年秋の台風19号関連の災害復旧経費が含まれたこともあり一般会計で1兆1,336億円と前年比で8年ぶりに増加しました。条例議案では県民の中に大きな議論を呼んだ宿泊税創設や仙台港背後地土地整理事業の廃止などが提案されるとともに、東日本大震災関連の工事請負契約、包括外部監査契約などが提案されました。

## 知事が宿泊税条例案を撤回

宿泊税創設では県内各地の宿泊事業者から大きな反対の声が上がりました。温泉などでは既に入湯税、消費税の徴収が行われていてそれに宿泊税が加われば三重の課税となって理解が得られないこと、都市部の宿泊専門ホテルなどは薄利多売で経営しており宿泊税は事業継続を危うくするなどの指摘が相次ぎました。本会議代表質問や一般質問で20人中13人が取り上げ、今議会の大きな争点となりました。その後新型コロナウィルスの感染拡大と政府による学校の一斉休業要請が行われ、宿泊キャンセルが相次ぎ宿泊事業をめぐる環境が深刻度を増していく中で村井知事は「新型コロナウィルスによる影響を食い止めることが先決」として宿泊税条例案を取り下げました。

2月定例会中の2月27日に国の原子力規制委員会は女川原発2号機の審査書を決定し、新規制基準に「合格」としました。3月2日には資源エネルギー庁の高橋長官が村井知事に面会し、女川原発2号機再稼働へ「地元同意」の要請を行いました。このような動きの中で社民党県議団やみやぎ県民の声、共産党県議団、無所属の会の4会派は女川原発2号機の再稼働の是非を問う県民投票条例を議員提案しました。それに対して自民党会派は「直前まで詳しい説明が無かった」ことが問題だとして、本会議に向けた議会運営委員会で同条例案に関して提案理由説明、質疑、委員会付託を省略して即時採決することを提案し、賛成多数で可決しました。翌3月3日の本会議では条例案の提案理由説明さえもされないまま賛成少数で否決となりました。議事規則にのっとって提案した議員提案条例の説明さえさせないというのは数に頼った力づくの議会運営と言わなければなりません。

## 予算特別委員会 などで質疑



建設企業委員会で水道問題を質疑

## 2019年度補正予算で阿武隈急行 災害復旧など取り上げる

補正予算総括質疑が2月13日行われ、昨年の台風19号による豪雨被害で一部区間が運休している阿武隈急行の復旧工事費が計上されていることに関連し、あくまでも全線鉄路での復旧を求めました。村井知事が昨年の記者会見で「いろいろな選択肢がある」と述べ、鉄路での復旧が放棄されるのではないかとの危惧が広がりました。私鉄総連東北地連の要請を受けて社民党県議団が他会派に呼び掛けて現地調査、全線鉄路での復旧へ知事要請を行ってきました。総括質疑では改めてこの点を質しました。計上された補正予算は鉄路での復旧を前提としたものになっています。

## 新年度予算で総括質疑

新年度予算総括質疑が3月4日に行われ、公立病院の機能再編などを目指して県が申請し、国が決定した重点支援区域を取り上げました。県内では登米市、仙南の二ヶ所が指定されました。仙南は公立刈田総合病院と県南中核病院を対象にしています。公立刈田総合病院では昨年11月唐突に医師を含めたボーナスカットが提案され、また病院の将来について十分な合意形成がないままベッド数削減が進められようとしています。このような動きに対して病院内の医師の反発が起きて退職が相次ぎ、診療科の休止、救急搬送の受け入れ停止などに影響がでており、市民、職員に不安が広がっています。重点支援区域指定を申請した県の責任を質し、医師、職員の合意を前提として議論を行うよう求めました。

この他にほやをはじめとした地場食材の消費拡大、原子力災害時避難計画をとりあげました。

## みやぎ型管理運営方式で議論

昨年11月県議会で企業局設置条例が改正されてみやぎ型管理運営方式を導入する条例上の根拠ができ、今議会開会中に県営水道3事業を一体化して特定目的会社に20年間の運営権を売却するみやぎ型管理運営方式の募集要項が発表され、3月13日から募集が開始されました。その質疑が3月16日に建設企業委員会で行われ、私はいくつかの問題点を指摘しました。まず募集開始後来年3月の優先交渉権者選定まで情報が出されない恐れがあり、それでは議会としてのチェックや受水自治体の意見反映、県民の理解につながること、みやぎ型を導入することによる経費の期待削減額算定について下水道は国庫補助を使う関係で国交省の算定基準を使うにもかかわらず一定の削減が期待される根拠などについて質疑しました。桜井企業管理者からは「可能な限り情報は公開していく」との答弁がありました。

# 新型コロナウィルスの影響に対する各種支援制度

## I 生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い休業が生じる場合については、休業手当の取扱等が示されておりますが、中には、休業手当や健康保険の傷病手当金の対象とならず、一時的に収入が減少・途絶することにより、当面の生活費が必要になる場合が想定されます。宮城県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度においては、低所得者等に対し、福祉資金等の貸付を行っているところですが、上記ケースにおいて、本制度の貸付要件を満たす場合について資金の貸し付け対象になります。

【問合せ】宮城県社会福祉協議会 ☎022-225-8478または仙台市内各区社会福祉協議会

## II 制度融資の条件拡充について

### (1) 経済変動対策資金（セーフティネット保証4号）

- ・基本的要件および次の要件に該当し、市町村の認定を受けた中小企業者。
- ・原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること
- ・資金使途：運転資金、設備資金
- ・融資限度額：8,000万円（原則無担保）
- ・融資利率：1.3% 保証料：0.7%
- ・まず取引金融機関へご相談を



1/28 高知県須崎市で下水道のコンセッション化調査

### (2) 経済変動対策資金（セーフティネット保証5号）

- ・基本的要件および次の要件に該当し、市町村の認定を受けた中小企業者。
- ・最近3か月間の月平均売上高等が前年比5%以上減少していること
- ・資金使途：運転資金、設備資金
- ・融資限度額：8,000万円（原則無担保）
- ・融資利率：1.3% 保証料：0.67%
- ・まず取引金融機関へご相談を



2/14 阿武隈急行復旧問題で予算措置の報告会

### (3) 保証料の全額補給（仙台市独自）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営や資金繰りに影響を受けた中小企業者が経済変動対策資金を利用する場合に、中小企業者が納める当初融資時の保証料を仙台市が全額補給します。

【問合せ】仙台市地域産業支援課 ☎022-214-1003

### (4) 宮城県災害復旧対策資金

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で最近1か月の売上高等が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること
- ・一災害5,000万円
- ・利率 年1.60%以内 保証料0.45%～1.00%

【問合せ】宮城県商工金融課 ☎022-211-2744

## III 強力な資金繰り対策へ実質無利子無担保融資

### (1) 日本政策金融公庫による特別貸付け

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上高が5%以上減少した中小企業・小規模事業者（※）に対し、融資枠の別枠（中小3億、国民6千万）を創設。

### (2) 特別利子補給制度（実質的な無利子化）

日本政府金融公庫による特別貸付けを活用した中小企業・小規模事業者のうち、売上高が減少した者に対し3年間を上限に利子補給し、実質的に無利子化。

（※）個人事業主（フリーランス含む）は要件なし、小規模は売上高15%減、中小は売上高20%減。

【問合せ・申し込み】日本政策金融公庫仙台支店 ☎222-5173  
仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル9階

## IV 雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

### (1) 支給対象

- ・支給対象業主：雇用保険適用事務所
- ・支給対象労働者：雇用保険被保険者



1/23 不登校引きこもり特別委の委員長

### (2) 助成内容と受給できる金額

休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額1人あたり8,335円が上限です。

【問合せ】宮城労働局職業対策課助成金部門 ☎022-299-8063

## V 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※正社員等は8,330円を日額上限とする。

※フリーランス等は4,100円を日額上限とする。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇



【問合せ】宮城労働局雇用環境・均等室（労働局8F）

3/4 医療問題を予算特別委で質問